令和４年　５月２４日

郡 市 区 等 医 師 会　　御中

大 阪 府 医 師 会
（ 公 印 省 略 ）

「石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」の一部を改正する件の施行について

平素より産業保健活動の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、厚生労働省労働基準局長より日本医師会宛に、周知協力依頼がありました。

今般、石綿障害予防規則の改正により船舶（鋼製の船舶に限る）の工事に際し、石綿の有無を事前に調査する者の要件が定められたことから、件名の告示が改正され、令和 5 年 10 月 1 日より施行することとされました。

石綿は平成 18 年 9 月から輸入、製造、使用などが禁止されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で石綿の粉じんが飛散し、肺がんや中皮腫を発症させる恐れがあります。そのため、工事前に十分な知識を有する者による事前調査が必要とされていましたが、今般その要件が具体的に定められました。

貴会におかれましても、本件主旨をご理解の上、会員への周知方につきまして、ご高配を賜わりますようお願い申し上げます

●「石綿障害予防規則第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」の一部を改正する件の施行について
https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko1/2022ken1_395.pdf

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。
ユーザー名：会員 ID（日医刊行物送付番号）の 10 桁の数字（半角で入力）です。
宛名シール下部に印刷されている 10 桁の数字です。
パスワード：生年月日の「西暦の下 2 桁、月 2 桁、日 2 桁」を並べた 6 桁の数字です（半角入力）

※事務局：地域医療 1 課　堀田（TEL 06-6763-7012・FAX 06-6766-2875）